

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
行政法			

13

設問1.

定義が正確で素晴らしいと思う

1. Xは本件戒告が取消訴訟(行政事件訴訟法3条2項、以降、法名は行訴法とする)の対象たる「処分」にあたることを主張する。ここで、「処分」とは、公権力の主体たる国または公共団体の行為のうち(①)、その行為によって直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定すること(②)が法律によって認められているものをいう(③)。

本件戒告は甲市長であるAにより行われたものであり、①を満たす。また、行政代執行法3条
項に基づいてなされているので、③も満たす。したがって、②の要件を満たすかどうかについて
問題になるため、以下検討する。

2. まずXとしては、本件戒告により、本件代執行を受けるべき法的地位に立たされることになるので、その点においてXの権利義務に直接影響を与えるから②の要件も充足することを主張すと考えられる。

これに対して、Aからは次の反論が考えられる。すなわち、本件戒告は行政代執行法に基づいて本件代執行に前置された予告に過ぎず、本件戒告がXの法的地位に影響を与えるものではない。手続保障の観点から与えられた予告に過ぎず、権利義務に直接影響を与えるものではないから②の要件は満たさない。

以上の反論に対して、Xからは次の主張が考えられる。すなわち、確かに本件戒告は予告の意味を持っている。しかし、本件代執行を行うには本件戒告を行わなければならないことが行政代執行法3条に定められているのだから、本件戒告を行うことではじめて本件代執行を行うことができる。したがって、本件戒告は本件代執行を可能にするものであるから、それを受けるということは、本件代執行を受けるべき地位を受ける意味を持つ。

これに対して、Aからは、たとえそうであるとしても、本件代執行は法27条1項1号によって課された行政処分であるから、これに対して取消訴訟を提起すれば足りると反論することが考えられる。

しかし、この反論に対して、Xとしては、後続の代執行を争ってはいは、Xは住居を失うという大きな不利益を受けることになるので、後続の処分を待ついとまがなく、実効的な権利救済の観点からも本件戒告の処分性を認めるべきであると主張する。

3. 以上のXの主張から、本件戒告は取消訴訟の対象たる処分にあたる。

↑ 分類しても
11部あり

26212

2242130,

$$\sum_{i=1}^n \frac{1}{i^2} \leq \frac{1}{1} + \frac{1}{2} + \frac{1}{3} + \dots + \frac{1}{n} \leq 1 + \ln n$$

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840.

↓

$\overline{E}S \neq \emptyset$ (3) $\overline{E} \neq \emptyset$ (4) $\overline{E} \neq \emptyset$
 $\overline{E} \neq \emptyset$ (5) $\overline{E} \neq \emptyset$ (6) $\overline{E} \neq \emptyset$
 $\overline{E} \neq \emptyset$ (7) $\overline{E} \neq \emptyset$ (8) $\overline{E} \neq \emptyset$
 $\overline{E} \neq \emptyset$ (9) $\overline{E} \neq \emptyset$ (10) $\overline{E} \neq \emptyset$

ページ

裏面へ

設問2. (1)

1. 本件除却命令は法27条1項1号に基づきなされた。そして、Xが設置した本件テント等は同条同項に該当する。しかし、たとえそうだとすると、その命令が比例原則、信頼原則や平等原則等に違反するときには、そのような命令は違法性を帯びるというべきである。そこで、かかる観点か

5 ら本件除却命令の違法性について主張する。

2. ①について。XはこれまでP公園内に住居を構え、廃品回収や日雇い労働等によって生計をたてており、まさに生活の基盤である。もしもP公園に住むことができないのであれば、Xは住居を失い、仕事を行うことも困難になる。そうすると、休息や食事をとることができないことになるから、生きていくことすら困難になり、生命の危機にさらされる。他方で、仮にXを公園から追い出したと

10 しても、公園の景観が多少良くなる、といった程度の利益しかない。よって得られる利益が公園の景観の改善であるのに対して、失われうる利益は生命・健康等のかけがえのない法益であり、その質的な違いは極めて大きい。したがって、本件除却命令は比例原則に反する。

また、Xが従来起居の場所としていたのはP公園の隅のごく一部であり、他の公園利用者とトラブルになったこともない(②)。また、P公園以外に居住するホームレスに対しては追い出しの

15 命令がなされていない(③)。にも拘らず、Xのみが追い出しの対象になった。これは、他のホームレスとは異なり、Xにだけ特別に理由もなく不利益を課すものであり、平等原則に違反する。

更に、Xにだけ本件除却命令がなされたのは、Xが行政に対してホームレスの様々な権利を要求する運動に積極的に参加していたからであると考えられる。法1条の目的や、27条の除却命令の要件には、そのような報復目的で本件除却命令を使用することは、考慮してはならないこ

20 とを考慮している。さらに、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法1条は、「ホームレスの人権に配慮」すべきことや「必要な施策」を講じることを目的としているところ、本件除却命令はこの点を考慮していない点で、考慮すべき要件について考慮していないといえる。したがって、この点においても本件除却命令は違法性を帯びている。

3. 以上の通り、本件除却命令は比例原則、平等原則に反し、更に考慮すべきことを考慮せず、

25 考慮すべきでないことを考慮している点において違法である。

設問2. (2)

1. Xは本件戒告の取消訴訟において本件除却命令の違法性を主張することができるか。本件戒告と本権助役命令はそれぞれ処分に該当するため、ある処分の取消訴訟において異なる処分の違法性を主張することができるかどうか問題になる。

30 2. ある処分の取消訴訟において、それより前に存在する処分の違法性を主張するための理論として、違法性の承継の理論が存在する。この理論は、それらの処分が連続する場合において、先行する処分を争う手続的な保証がなく、争訟を提起しなかったことがやむを得ないような場合

③はXというよりP公園内のホームレスとP公園以外のホームレスとの差が大きい。1:1225という2:211の差があるから、

②は誰と誰との差が平等原則違反の点ではあるが、

ふくみかきせんでいい。↓おろし。③も比例原則違反の一端といえるから、5:11や9:11と認める。

1:1225の差がふくみかきせんでいい。

| | |
|---|------------|
| において、先行する処分の違法性を後続する処分の取消訴訟において主張することを認める | この理由は |
| ものである。この理論の狙いは、もはや先行する処分について、出訴期間(行訴法14条1項、2項) | この部分にあるように |
| を徒過してしまった場合における権利救済にある。したがって、先行する処分が出訴期間内にあ | 11 |
| る場合には、この理論を適用することはできない。そして、 <u>個々の行政処分ごとに上記の出訴</u> | この部分には |
| <u>期間が存在していることからして、ある処分の取り消しを求める場合には、原則としてその処分を</u> | 22に22から22 |
| <u>対象にして取消訴訟を提起し、その違法であることの主張を行うべきである。仮にある処分を</u> | 22 |
| 取消さないうちに、別の処分の取消訴訟においてその違法性を主張しても、公定力によってかか | 「ことからして」は |
| る違法の主張は認められないと解するべきである。 | 「仮にありませ |
| 3. 本件についてこれを見る。本件除却命令が行われたのは、〇年1月13日である。そして、本件 | |
| 戒告が行われたのは、同月の18日である。そこで、仮に本件戒告の取消訴訟が行われた時点 | |
| において本件除却命令が行われてから6カ月(行訴法14条1項)を経過していないのであれば、 | |
| 本件除却命令の違法を主張することはできない。しかし、仮に本件除却命令の出訴期間を徒過 | |
| していれば、違法性の承継を理由に違法性の主張をすることも考えられる。しかし、Xは本件除却 | |
| 命令の存在を認識しており、これの取消訴訟を提起することができなかったというやむを得ない | |
| <u>事情も存在しない。したがって、違法性の承継の理論を主張することもできない。</u> | |
| 4. 以上から、Xは本件除却命令の違法性を本件戒告の取消訴訟で主張することはできない。 | |
| この部分より丁寧に検討する必要がある | 以上 |

2(1) 2(1)の当該処分は取り消すことができ、Xはこれを争うことができ、
 と思える。この部分では2(1)の当該処分も同じように争うことができ、
 と思える。

元来2(1)は2(1)であり、応援している。

中野

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 行政法 | | | |

| |
|----------|
| 評価(ABCD) |
| A
~13 |

第1 設問1について

1. 取消訴訟の対象たる「処分」(行政手続法2項)とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利・義務を形成し、又は、その範囲を確定するものが法律上認められるものをいう。

2. 本件戒告は、行政代執行法3条1項に基づき行為であるから法律上認められたものであるということができる。

もっとも、本件戒告によつては国民の権利・義務が変動するとはいえず、後の代執行によつて初めて権利義務が変動するのであるから、処分性が否定されることも思える。

これに対して、行政代執行法3条1項に基づき戒告がなされた場合は、代執行(2条)をなす前提条件となっており、戒告がされた場合には当然に代執行の手続に準ずるから、権利義務の変動が肯定されるといえるから、処分性が肯定されると解する。

3. よつて、本件戒告は取消訴訟の対象たる処分に当たります。

第2 設問2(1)について

1. ~~都市公園~~ 本件除却命令の法的根拠である、都市公園法27条は、各号に定める者に対していかん処分をすることができるかについて定めている。また、公園管理者は…命ずることができるという文言から、27条はな成果裁量を定め規定であるといえる。

2. 裁量処分の取消しについては、裁量の逸脱・濫用がある場合に認められる(行政手続法30条)。この点を社会通

「正義」が「正義」である。

なぜ「正義」であるのかをもう少し詳しく説明する必要がある。

代執行に区分けを認めるとして足りるのでは？と思いましたが

本件は戒告の強制力の行使である。

次の点のみを述べたのは、Xに不十分な裁量は出たかという点で、3(1)のとき最初から言及しよう。言及した裁量論の内容自体は正しい。

念に照らしえて検討する。

ろ (1) 比例原則違反 (①②の事情)

確かに X は、P公園内において、法6条1項による占有許可を受けることなく、テント・小屋掛けその他の工作物を設置し、起居の場所として利用している。しかし、Xが起居の場所としているのは、広い公園の隅の隅の一部である。~~都市公園法~~ 都市公園法17条は都市公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼす、かつ必要やむを得ないと認められる余地を残しているうえ、実際に X は他の公園利用者との間でトラブルに陥ってしまっている。さらに、ホームレスの自立等~~の支援~~ 後等に関する特別措置法1条・2条によれば、~~Xの~~^{Xの}~~生活~~^{生活}に都市公園を改修し起居の場所とし~~日常生活~~つ廃品回収や旧雇い労働等によって生活を立て、ある程度安定した生活を営むいわゆるホームレスに對しては、その人権に配慮し、必要は施策を講ずるべきことが求められている。そうだとすれば、本件除却命令により無直ちに生活の基盤を奪うことは過剰な処分であり、比例原則に違反する。

~~よって、裁量権の濫用にあたる。~~

(2) 平等原則違反 (③の事情)

P公園以外の都市公園等でもホームレスが起居しているのに、Xのみが追い出しの対象とされている。本件において、Xと他のホームレスを区別する理由~~は~~ ④の~~Xの行政~~行政に對してホームレスの様々な権利を要求する運動に~~公平~~参加しているXに對する報復~~と~~運動の要請であるところ、これは合理的区別とはいえない。

よって、平等原則に違反する。

④の平等を論じているでしょうか。

③を争点は3つと
P公園のホームレスと
P公園以外の公園の
ホームレスとの差を
107条1=233と3

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

平等の争点は3つと
争点の区別は2つと3つと
させよう。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 行政法 | | | |

評価(ABCD)

(3) 他事考慮(④の事情)

さらに、都市公園法^{1条}は、都市公園の~~設置~~
~~維持~~の健全な発達を図り、もって公共の福
祉の増進に資することを目的としているから、27
条の裁量についても、これに沿って判断されるべ
きと解する。

本件では、~~行政手続法~~の模範的権利を
要求する運動への参加という点が考慮されてい
るが、この点は都市公園の健全な発達とは
別の問題を考慮しているといえるから、他事
考慮にあたる。

4 以上より、~~本件除却命令~~は、裁量の逸脱・濫用に
あたり、違法であると主張する。

当2.2は丁2
2.2晴らしい23

第3 設問2 (2) について

1. 本件除却命令(先行処分)の違法性を、本件戒告
(後行処分)の取消訴訟で争うためには、①先行
処分と後行処分が一体となって法的効果を発生
させており、②先行処分の違法性を争うことに
ついて合理性が認められることが必要である。

2. まず、戒告(3条1項)は代執行~~前~~(2条)の前提
となっているところ、代執行は法律により直接命ぜら
れ、又は法律に基づき行政庁より命ぜられた行為に
ついてなすことができる。~~そこで、本件~~つまり、~~除却命令~~
~~がなされたこと~~、~~なければ、代執行の代執行の裁量に~~
~~本件~~、本件除却命令と戒告がなされたから
こそ発生しているものである(①充足)。

5.4は正解の
ひきつらぬき
1.2にひきつらぬ
2.2にひきつらぬ
で3

3 ページ

裏面へ

3 そうだけれども、本件除却命令は〇年1月13日付で

なされてお~~き~~いる一方、本件戒告は18日、~~本件戒告は~~

になされて~~いる~~。そうだとすると、本件戒告の取消訴訟

も~~提出の時点で、本件除却命令の取消訴訟の提起~~

5 が適法に提起できている場合において、本件除却命

令の取消訴訟が~~出訴期間~~途過により提起

できない場合は~~想定し難い~~。よって、~~戒告~~の

取消訴訟において、本件除却命令の違法性を

主張することに法的合理性は認められない。(2)不~~能~~

10 4 以上より、Xが、本件戒告の取消訴訟を適法に

提起した場合において、本件除却命令の違法性

を、本件戒告の取消訴訟において、本件戒告の

違法事由として主張することはできない。

以上

当はめが丁寧な書簡らしいと思いましたが、(第2の3)

今後は、もう少し丁寧な書簡を心がけながら、

一々文を記載していくようにするとよいと思います。

元気で頑張って下さい。応援しております

アキラ

想定し難いから
全くなりだすわけ
でいいと思ってる
その場合はどうする
のかわからない。
↓
検察官の意向は
かわらなくていい
からいいと思ってる。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 行政法 | | | |

| 評価(ABCD) |
|----------|
| |

[設問1]

1. 処分とは、法律により国民の権利義務を形成・確定する効果を持ち、かつその効果が直接具体的な、一方的な公権力行使にあたる行為である。
2. 行政手続法3条1項にいう戒告は、処分(代執行)を行う旨を対象に通知するにすぎないものであり、処分にはあたらないとする主張は考えられる。しかし、本件戒告がXに本件テント等を行政の手で除却することを通知しそれによつてXがP公園で起居する拠点を、つまりはP公園を出て行くという義務を負うことが「失効」確定するように、戒告はそれによつて国民の権利義務を確定(形成)させる。また、特定の人物に対して行われ、戒告が下された後には行政代執行のために他に行政が取るべき処分もなく、直接具体的といえる。さらに、戒告は行政庁が一方的に行うもので、公権力の行使にあたる。
3. 以上のことから、本件戒告は取消訴訟の対象たる行政手続法3条2項の「処分」にあたる。

[設問2]

- (1) 法27条1項1号は、公園管理者が、法に違反する者に対して都市公園に存する工作物を除却できると(除却を命ずることができると)している。つまり、公園管理者は除却命令をするか否かにつき裁量を与えられており、命令が裁量の逸脱・濫用にあたる場合のみ、その命令は違法になると解される。以下では本件命令について検討する。
 1. Xが主張する①の事情について、XはP公園で起居していることから、ホームレス支援法2条よりこの法で

判例の定めを
見た方がよい。
これは賞金。
今後
①から、なぜ
処分だと認定する
理由にあるのか。
↓
行政の義務を
形成・確定するため
の処分
なぜ認定するかを
より説明する必要あり。
↓
戒告は行政手続法
の1環である。

Xの主張の2と3はX1=不成立
高等司法研究科 裁量の濫用は不要。
このあと書いてあることを最初から書き直そう

いう「ホームレス」に該当する。ホームレス支援法は1条でホームレスの自立を支援し人権に配慮することを求めている、XをP公園から追い出すべくテント等を除却する本件命令はこれに反するようにも考えられる。~~しかし、Aは~~

5 XをP公園から追い出したとしてたとえばXが生活保護を受給したり甲市のホームレス支援策を受けられなくなったりしたわけではない。XがP公園から出て行かなければならなくとも、それ自体がXの自立を妨げたり人権を侵害したりするわけではないのである。Xはテント等を除却されたらその足で甲市役所等に向かい支援を求めることもできる。そもそもホームレスから脱するための「自立」を促す法であって、ホームレス生活の継続を支援する目的ではないだろう。よって、①の事情はAの裁量の逸脱・濫用という理由にはならない。

15 2. ②について。Xがトラブルを起こしたことだけでなく、トラブルに至らなかつただけで、限、ことはいえ人が住むようなサイズのテント等があれば公園利用者の邪魔になることは明らかである。トラブルどころが問題なのではなく、無許可で工作物を公園に設置し、その公園の利用を妨げていることが問題なのである。よって、②はAの裁量逸脱・濫用という理由にはならない。

20 3. ③と④について。Aが管理する他の公園にもXと同様のホームレスがいるのに、Xがホームレスの権利運動等に参加している

25 Xは今すぐに他の住居に移ることは不可能で、たとえ国や甲市の支援に頼るとしても一定の期間がなければ安定した住む環境は手に入れない。にもかかわらずAは甲市市長としてXに支援を与えずテントを除却しようとする。先にXに市営住宅や金銭的支援も与える

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 行政法 | | | |

評価(ABCD)

C

ND

- などしてからでなければ、Xの住居という重要な権利を侵害し、ホームレス支援法の目的にも反する。
2. ②について。P公園は広く、Xはその限のごく一部の利用していないことから、Xのテント等が侵害する公益はわずかなものである。そのことは、Xが今までに他の利用者と同様に、なっていないことから明らかである。
3. ③について。Aが管理する^{他の}公園にXと同様のホームレスがいて、Xのみ不利益な扱いをするならば、相応のやむをえない事情がなければならぬ。その理由が④の通りであるならば、Xの憲法25条の権利という正当な目的で行う運動(これ自体も憲法21条1項で保障される)は決して「やむをえない」事情などにあたりえない。Xの権利を抑圧しようとする、許されない行為である。
4. 1より、これらの事情を総合的に考慮すれば、AのXに対する除却命令は、Xの住居という権利や生存権、表現の自由といった重要な権利を軽視して、わずかな公益侵害を不当に重視している。このことからAには裁量の逸脱・濫用が認められ、本件除却命令は違法である(行訴法30条)。
- (2) 本件戒告は、本件除却命令を前提に、Xがこれに従い能動的に本件テント等の除却をしなかったことから、甲市が代執行する旨をXに通知するものである。
1. 行政処分は、それ自体が違法でなくとも、別の違法である行政処分に基きそれがなければならぬ処分である場合は、違法性を帯びると考えられる。

なぜ、テント等の入、をテント等に説明しないう

3 ページ

裏面へ

「是と」は「是」といふ

「是と」は「是」といふ。
この「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。

なぜなら、違法な処分に基づく処分が違法にならなければ、結局本来取り消される違法な処分の効力が国民に及ぶことになり、取消訴訟をおく意義すら失せかねないからである。

2. すると、ある処分について取消訴訟を提起するにあたり、別の処分の違法性を主張することは許されな
いべきであるものの、1のようなパターンにあてはまる
場合は例外となる。すなわち、ある処分が違法であり
取り消されるべきことの根拠として、その処分の基礎
となる処分の違法性を争う必要がある。

3. 本件において、Xは本件戒告につき取消訴訟を
提起している。本件戒告は、それ自体にAの裁量の
逸脱・濫用は認められない。しかし、本件戒告は
Xが本件除却命令にしたがわなかったことに基づく代執行
の通知であり、本件除却命令がなければならなかった
処分である。そこで、Xは、本件除却命令が違法で
あることを(1)のように主張しそれが認められれば、
本件除却命令に基づき本件戒告もが違法性を帯び
取り消されるべきだ」とできる。それはXが提起した
本件戒告の取消訴訟でされるべき、Xが主張すべき
事由に他ならない。

4. よって、Xは本件除却命令の違法性を、本件戒告
の取消訴訟において本件戒告の違法事由として
主張できる。

以上

「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。

「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。
「是と」は「是」といふ。

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。